

第55回調達価格等算定委員会

日時 令和2年2月4日（火）13：00～14：56

場所 経済産業省別館9階944共用会議室

1. 開会

○清水新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第55回調達価格等算定委員会を開催したいと思います。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、山内委員長に以後のご進行をお願いいたします。

○山内委員長

お忙しいところ、ありがとうございます。

お手元の議事次第に従って進めたいと思います。

これまで、去年の9月から始めたわけですけれども、9月から来年度以降の調達価格等、あるいは入札制度、こういったところをご議論いただきました。前回の会合までで、大体検討すべき論点が、皆さんにご審議いただいたということになります。

そこで、本日は、この委員会では、前回会合の最後にご了解いただいたとおり、これまでの議論全体について、委員会の意見案という形でまとめたいと思います。これは内容的には事務局にまとめていただいておりますので、今日の議論は、この意見案に沿って、改めて今年度の議論全体の確認ということにしたいと思います。

その後、委員の皆さんの合意が得られれば、委員会としての意見の取りまとめということで、進みたいというふうに思います。

これ以上が、基本のメインテーマですが、これとは別に、2つ目の論点といたしまして、この審議が終わった後で、再エネ海域利用法、これに基づいた公募占用指針というものがあまして、これについても皆さんにご議論を頂くということにしたいと思います。

それでは、プレスの皆様の撮影は、ここまでというふうにさせていただこうと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、続けてお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、事務局から配付資料について、説明させていただきます。

本日の委員会は、ユーチューブでライブ中継をしております。ユーチューブで御覧の皆様は、経済産業省のホームページのほうにアップロードしておりますファイルをご確認ください。

本日の配付資料でございますが、配付資料一覧、お手元でございますとおり、議事次第、委員名簿、それから座席表、それから資料1といたしまして令和2年度の調達価格等に関する意見、資料2で再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について、それから資料3で、同指針に関する意見（案）という形で、ご用意をしております。

○山内委員長

よろしいですかね。

2. 取りまとめについて

○山内委員長

それでは、議論に入りたいと思います。

先ほど言いましたように、これまで皆さんにご議論いただいて、まとまったところ、これを、意見案という形で、事務局にまとめてもらっています。資料の1ということになりますが、これをまず、事務局から説明していただいて、ご議論ということにしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○清水新エネルギー課長

お手元の資料1、意見というところで、ファイルを開いていただけますでしょうか。表紙から入りまして、3枚進んだところ、下のページで、1ページ目というところで、目次ということになってございます。全体の構成といたしまして、分野横断的な事項ということで、最初の塊のところ、その後、分野別ということで、各電源種それぞれについての説明、その上で結論ということと、次のページに進んでいただきまして、入札制度についての取扱いといった構成で全体を構成してございます。

進んでいただきまして、「はじめに」というところで、PDFのページ数と、このワードのほうの下のページ数に沿って、説明をさせていただければと思います。

「はじめに」のところは、飛ばさせていただきます、続きまして、4ページ目のところからでございますが、まず、分野横断的な事項といたしまして、2つ、FIT制度の抜本見直しとの関係、それから地域活用要件の詳細設計というところでございます。全体大部になりますので、結

論になるポイントのところを、私のほうから説明をさせていただきまして、後ほどの必要に応じて補足させていただければと思います。

まず、4ページ目のところの、FIT抜本見直しとの関係の基本的な考え方というところで、上から3つ目の黒四角のところでございますが、基本的な考え方として、FIT制度の抜本見直しと整合的に調達価格等の検討を進めるためということで、1つ目として、その検討の視点を踏まえて、現行のFIT制度でも導入できる点は可能な限り反映していくということ。②で、一方、新制度の適用があり得るといったものについては、混乱を防ぐというようなことから、予見可能性に十分留意しつつも、現行制度における取扱いについては慎重に検討するというのを、基本的な考え方としてございます。この基本的な考え方に沿いまして、例えば複数年度価格設定ということで、4ページ目から5ページ目のところで、5ページ目でございますが、2つ目の四角のところ、この考え方に沿いまして、3行目の一番右から、風力発電の2021年度以降の取扱い、それから地熱・中小水力・バイオマスの2022年度以降の取扱いということについては、今年度の委員会では決定しないことといたしましたということで、一方で予見可能性を確保するために、将来の取扱いの方向性については、今年度の本委員会で可能な限り明確化を行うこととしたというふうな考え方にしております。

めくっていただきまして、6ページのところでございますが、6ページ目のところから、分野横断的事項の2つ目の大きな塊、地域活用要件の詳細設計というところがございます。地域活用要件につきましては、大きく自家消費型というものと、地域一体型という形でございます。まず自家消費型の地域活用要件ということで、6ページ目の真ん中のところ以降でございますが、(1)のすぐ下のところでございますが、別の委員会、再エネ主力電源化制度改革小委員会におきまして、小規模事業用太陽光発電、低圧については、立地制約等を踏まえて、自家消費型の地域活用要件を設定する方向で議論が進められているという中で、本委員会の詳細設計の検討が要請されているというところでの、検討結果でございます。

次に、7ページ目のところに進んでいきまして、具体的な検討内容です。まず、1点目に、自家消費比率のところがございます。こちらについては、様々な分析をしてきたところがございますが、結論として8ページ目のところで、真ん中のところで、絵のすぐ下のところ、「以上を踏まえ」という、2つ目の黒い四角のところでございますが、FIT認定時の自家消費計画や運転開始後の取扱いにおいて求める自家消費比率というものについては、これは様々な自家消費の在り方が想定されるという中で、十分なデータもまだないということも踏まえまして、住宅用太陽光発電における想定値を参考に、30%とすることとし、今後の動向を注意することとしたというふうにさせていただいております。

その上でというところで、今度は調達価格の設定時における自家消費比率の想定値でございますが、1つ目のビュレットのところですが、「調達価格の設定は、再エネ電気の供給が「効率的に」実施される場合に通常要する費用等を基礎とする」といったことの趣旨等も踏まえまして、結論、8ページ目の一番下のところですが、自家消費比率については、50%とすることとし、今後の動向を注視することとしたというふうにしてございます。

続きまして、今度9ページ目で、自家消費の確認の方法でございます。1) のところで、まず認定時における自家消費の確認というところでございますが、自家消費計画の提出を求めるということ、その上で、その配線図等に基づいて、この自家消費計画に基づく消費が可能かどうかという設備について確認をするというのが、認定時における確認でございます。それからその上で、運転開始後における自家消費の確認というところでございますが、10ページへ進んでいただきまして、運転開始後の自家消費の継続を制度的に担保するため、一番上のところでございますが、買取電力量を確認し、制度上想定している比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、しっかりとチェックした上で、厳格な措置を講じるということとしたというふうにしてございます。

それから将来的な検討事項といたしまして、データ収集が進めば、それからシステム設計が進めば、実質的な売電量の上限を設定するといったようなことも考え得るということで、こうしたデータ収集やシステム設計を進めるという方向性を記載してございます。

それから、営農型太陽光発電の取扱いというところでございます。こちらの部分の論点につきましては、各種の分析がございますが、進んでいただきまして、11ページ目のところの一番下のところでございますが、営農型太陽光発電については、営農と発電の両立を通じて、エネルギー分野と農林水産分野での連携の効果も期待されるものということで、農林水産行政の分野における厳格な要件確認を条件に、自家消費を行わない案件であっても、めくっていただいて、12ページ目の上でございますが、災害時の活用が可能であれば、地域活用要件を満たすものとして認めることとしたということで、「具体的には」というところで、12ページ目の一番上の黒四角ですが、10年間の農地転用ということ、特に営農が適切に継続されるもの等については認めているということで、この10年間の農地転用が認められ得る案件については、これは地域活用要件を満たすこととするということの整理にしてございます。

一方で、2つ目の黒四角のところでございますが、委員からは、この整理というものが先例として、類似の案件について、他の行政分野での意義があるからといって、いたずらに地域活用要件における例外的な取扱いが拡大しないようにという留意が必要とのご意見があったというところでございます。

続きまして、この場合の災害時の活用というところについては、今後は具体的な方法というところでございますが、ここについては、④の中の2つ目の黒四角、災害時のブラックスタートが可能であるといったことを、前提とした上での給電コンセントがあるといったようなことも含めた設備の確認をするというふうにしてございます。

それから、施行時期ということで、12ページ目の一番下のところからでございますが、進んでいただきまして、13ページ目の上から4つ目の四角のところでございますが、結論といたしまして、施行時期については、2020年4月以降の新規認定案件には、地域活用要件を求めるといったこととしたというふうにしてございます。

そこから先が、先ほどの地域活用要件の大きな2つの塊、自家消費型地域一体型の2つ目の塊、地域一体型のところの要件設定でございます。

①具体的な要件設定といたしまして、基本的な考え方として、①のすぐ下の黒四角のところ、レジリエンス強化の観点とエネルギーの地産地消の観点の双方を考慮して検討するということが必要ですが、地域に密着した地産地消のものというのは、多くはレジリエンス強化につながるものということで、13ページの一番下のところですが、レジリエンス強化の観点を確認するといったことにより、その要件を満たすかということを確認していくということで、13ページ目から14ページ目に進んでいただきまして、14ページ目以降の1) から3) の要件を定めることとしたということ。それからその後に出てきます、4) の類型についても、認めることとしたというふうになってございます。

まず、1点目の要件として、1) ですが、災害時（停電時）の電気の活用ということで、最初の黒四角のところの4行目から、地方自治体の防災計画等に位置づけられているといったことを要件とするということで、そこでは防災計画そのものに限らず、ハザードマップや個別協定といったことも含めて、何らかの形で自治体との連携というところ。それから、その次の黒四角で、「なお」のところでございますが、電源によっては、そのブラックスタートできる設備構造とするために大きなコストを要するものもあるというようなご意見を、委員から頂戴いたしまして、地域における電源車の配備・活用といったことも含めて、費用効率性を踏まえたレジリエンス確保の在り方を検討する必要があるというご意見を、付記してございます。

それから、地域一体型の2つ目の要件の15ページ目のところへ進んでいただきまして、15ページ目の2) でございます。地域マイクログリッドということでございますが、こちらについては、現状では、2つ目の黒四角にございましており、具体的な方法を確立中ということで、概念としては認め得るものですが、具体的な方法論については、確立した上でやっていくという整理にしてございます。

それから3)で、今度は熱の活用というところでございますが、これは1)と同様に、災害時における当該設備で算出された熱の活用というのが、自治体の防災計画等に位置付けられているかどうかということにしているというふうにしてございます。

その上で、4)のところ、少し概念が違うところございまして、地域が自ら取り組む再エネ発電事業というカテゴリでございます。自治体が主体的に取り組む案件というのは、おのずと地産地消につながりやすいものであるということで、基本的には、これを認めるというものでございますが、自治体の関与の在り方というのは様々であるということに留意が必要ということで、15ページ目の一番下の四角でございますが、「したがって」ということで、まず①ということで、自ら実施する再エネ発電事業、それから②で、自治体が直接出資する再エネ発電事業といったものについて、個別を満たすということにしつつ、その他の類型については、形成状況を見ながら、引き続き検討していくというふうにしてございます。

16ページのところから、この地域一体型の施行時期でございますが、小規模地熱・小水力・バイオマス等については、一定のリードタイムを要するというので、2つ目の黒四角のところですが、施行時期は2022年の4月とすることが原則ということでございます。

結論で、一方で、もう1個進んで、4つ目の黒四角のところでございますが、その間のところの取扱いについては、2020年度、21年度のFIT認定案件については、ほかの電源と同様に、推奨事項として地域活用を求めるということで、結果的には、施行時期については2022年4月というふうにしてはどうかということでございます。一方でこの2022年の4月に向けて、誰が対象となり得るのかということが、その下、16ページの③のところの規模のところでございますが、現時点で、その線引きについて確定させることは難しいというところでございますが、一方で予見性を確保するという観点から、最後の一番下の黒四角のところでございますが、予見可能性を確保するために、本年度の委員会において、少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る、言い換えますと、地域活用要件が支援の要件となり得る可能性がある規模ということを決定的こととし、その規模を検討するという方針にしてございます。

それから今後、(3)で、地域からのインプットのほうの取扱いというところでございます。こちらについては、バイオマスが論点になるわけでございますが、3つ目の黒四角のところ、バイオマス持続可能性ワーキンググループのほうでの中間整理ということで、特に2つ目のビュレットのところ、ライフサイクルのGHGといったことについて、排出量の算定方法には様々な手法があり、確立したものがないといったような中で、現時点でも一律に個別確認をするということは、現実的ではないというふうに整理されてございます。

一方で、この部分について、引き続き検討していくということが必要ということで、一番下の

黒四角のところでございますが、こういった観点が重要ということも確認しているということで、整理してございます。

18ページ目以降が分野別事項ということで、5電源それぞれについてでございます。様々な分析を載せさせていただいておりますが、結論のところについて、中心に説明をさせていただければと思います。

まず、太陽光発電でございますが、現状の導入量や価格といったことを順番に説明させていただきまして、先にずっと飛ばさせていただきまして、まとめということで、24 ページのところでございます。

まず、太陽光の入札範囲をどうするかというところが、24 ページの下のところから⑤というところでございます。2つ目のところでございますが、今年度の、2019 年度の入札結果の分析といった中で、特に新しく対象として広げたところでの導入が増えているということでございまして、入札対象範囲を可能な限り拡大していくということが重要であるということ。

一方で、24 ページから 25 ページ目のところで、件数でございますが、あまりに件数が多いと、社会的トータルコストも考慮する必要があるということでございます。

25 ページ目のところの黒四角、1 個目のところでございますが、こういった状況も踏まえまして、結論としては、これまで 2,000 kW 以上、500 kW 以上と拡大させてきた範囲について、引き続き段階的に拡大させていくということで、2020 年度については 250 kW 以上というふうにすることとしたということで、まず入札範囲の点でございます。

その上で、入札範囲対象外のところの調達価格の考え方ということで、まず 50 から 250 kW のところの調達価格が (2) でございます。

まず、①としてシステム費用でございますが、進んでいただきまして、26 ページのところの真ん中にグラフがございまして、その下のところの昨年度の本委員会というところでございますが、システム費用については、トップランナーという考え方で、3年後の中央値になる。逆に言うと3年前のトップランナーの水準というものを使っていこうという考え方でやってきているという中で、下から2つ目の黒四角でございますが、今年度のものを決定するときは 17.5 というものを使っているということで、27 ページへ進んでいただきまして、同じ考え方でやると、この表の上のところですが、上位8から9%という水準が、トップランナー分析の水準になるというところがございます。

一方で、この8から9%という水準をどう評価するかというところで、27 ページ目の一番下の黒四角のところでございますが、この $n-3$ 年のときの数値と順番に比較していきますと、この8から9%というのは、これまでの年の中でも特に上位水準、かなり急速なスピードになって

いるということで、この部分の見極めが必要であるということ。

それから、28 ページ目、めくっていただきまして、入札結果といたしまして、第5回、直近の入札の価格というのが、これまでの平均入札価格の低減と比べると、少し小さな幅となっているというような結果になってございます。

これらも踏まえまして、28 ページ目の上から2つ目の黒四角ですが、2020 年度のシステム費用の想定値は、上位 13%の水準ということで、14.2 万円としてはどうかというふうに決まったところでございます。

それから、続きまして、各諸元でございますが、土地造成費については、想定値の据置きというふうになってございます。

それから、29 ページ目、接続費についても、2つ目の黒四角ですが、大きな変化が見られないということで、想定値の据置き。

それから、運転維持費につきましても、29 ページの一番下のところからめくっていただいて、30 ページ目の一番上のところですが、想定値は据置きというふうになってございます。

それから、設備利用率、30 ページのところでございますが、これもめくっていただきまして、31 ページ目のところで、最終的には、これもこれまでと同じ数字でいいということの据置きというふうにしてございます。

31 ページ目のところからの(3)のところから、今度低圧の部分、先ほどの自家消費型の地域活用要件を設定する部分の調達価格でございます。

まず、システム費用についてでございますが、先ほどの 50 kW以上のときには、よりそういう意味では、費用効率的な 50 kW以上のところで、トップランナー基準設定しているものでございますが、今回、10 から 50 ということで、10 kW以上、全体でのトップランナー分析というふうにするというふうにしておりまして、めくっていただきまして、32 ページ目でございますが、その分類で見ますと、上位 21%というところがトップランナーの水準ということで、この真ん中の表の下のところ、「以上を踏まえ」ということで、低圧のところのシステム費用については、上位 21%水準で、21.2 万円/kWというふうにしてございます。

それから、それ以外の諸元については、ほかの 50 kW以上と同等同額というふうにしてございます。

その上で、今度②で、地域活用要件を具備するための費用の取扱いということで、2つ目の黒四角、一番下のところでございますが、そのための費用が 2,820 円/kW程度ということで、これを直しますと、0.3 万円/kW分というのを費用として加えるというふうにしてございます。

33 ページ目で、自家消費のところでございますが、自家消費については、③の2つ目の黒四

角のところ、直近7年間の産業用電気料金の平均値ということで、税抜きで17.04、これに税を付して18.74ということにさせていただきます。

一方で、33 ページ目の一番下でございますが、このデータについては、低圧、高圧、特別高圧といった料金の異なるカテゴリーが混在しているということから、今後データも収集しながら、必要に応じて見直しをしていくという方針を書かせております。

34 ページ目で、既認定案件の取扱いということで、価格変更を伴う場合に、まず要件の具備を求めるかというところで、黒四角の3つ目のところで、結論としては、これは求めないということ。

それから、変更認定時に適用される調達価格、こちらについては、34 ページ目の一番下でございますが、活用要件を具備しない場合は、50 kWから 250 kWの調達価格、具備する場合は、10 から 50 の調達価格とするというふうにさせていただきます。

35 ページ目以降で、今度廃棄費用の取扱いというところでございます。

こちらは、最初の黒四角のところ、これまででございますが、資本費の5%を廃棄費用として積んできているというところでございますが、廃棄費用のワーキンググループにおいて様々な検討、それからデータの分析をされたところでございます。

結論といたしまして、36 ページ目のところでございますが、廃棄費用に係る調査の結果等も踏まえまして、36 ページ目の黒四角の2つ目のところ、今後については、資本費の5%ではなく、定額として定めるということで、その額は、その調査結果や現行の想定値も踏まえながら、想定資本費の額に関わらず1万円/kWとするということ、それから、積み立てるタイミングは、一番最後の年に一括ではなくて、後ろ10年という思想に立ちまして、運転開始11から20年目に分割して積み立てるということでございます。

続いて、36 ページの下のほうから、住宅用太陽光でございますが、システム費用、同じようなトップランナーの考え方でやってございまして、37 ページのところの一番下でございますが、結論といたしまして、上位40%水準を採用して、29.0万円/kWとするということでございます。

それから、38 ページに進みまして、運転維持費については、これは据置き、それから③で設備利用率、余剰売電比率といったところについては、こちら38から39にかけてでございますが、設備利用率は据置き、それから、39 ページ目の一番上のところで、余剰売電比率も据置きということでございます。

続いて、自家消費の便益、こちらについては、これまで24円と設定してきたところでございますが、足元の電気料金を確認いたしまして、直近7年間の平均値23.93円に消費税10%を、

26. 33 というふうになっているというふうになりました。

それから、調達期間終了後の売電価格、こちらも 11 円というふうにしておるんですが、こちらについては、卒FITのメニューというものが出そろってきている中で、その中央値が9.3円ということが、39 ページ目の一番下の黒四角でございますが、となつてございますので、こちらのほうの数値を採用するというふうにしてございます。

続いて、今度 41 ページ目以降、風力発電でございますが、風力については、来年度の調達価格を今回定めないということで、データの分析になってございますので、基本的には飛ばさせていただきます、先に進みまして、46 ページ目のところでございます。

45 ページ目のところの下からまとめてございまして、46 ページ目のところの今後の方向性についてというところでございますが、46 ページ目の真ん中のところに、コストのデータの表がございまして、その下のところでございますが、FIT制度開始前の導入量と認定量を合わせたものが、ミックスに水準に迫っているという中で、下から3行目、事業者間の競争を促して資本費を低減させつつ、効率的な案件から導入を図ることが重要であり、早期に入札制を導入することが妥当であるという方向性。他方で、制度の複雑化、新制度の整合性を図るという観点から、決めずに、「したがって」というところで、陸上風力発電の2021年度の取扱いを今年度は決定せず、陸上風力発電の電源特性を踏まえ、来年度の本委員会において、2021年度から入札制を導入することを念頭に検討を行うこととしたということで、検討自体は来年度ということで、方向性を今年度出しているというところでございます。47 ページは、小型風力、それからリプレースの扱いということの分析で、省略させていただきます、48 ページ目以降で、今度洋上風力発電でございます。こちら、再エネ海域利用法、それから、現状のアセスメントの状況といったデータがございまして、こちらについて、50 ページ目のところでございますが、まず、着床式洋上風力のところの取扱いをどう決定するかというところの論点でございます。

50 ページ目のところで、そのときの考え方として3つ、その背景となるものを提示してございまして、1つ目が50 ページ目の真ん中の少し上にある、1) のところで、再エネ海域利用法の施行等に伴う競争環境の成立ということで、まさにアセスの件数等も含めて、十分な競争環境が成立しているというところの固まり、それから、50 ページ目の下のほうで、2) で再エネ海域利用法との関係ということで、再エネ海域利用法のほうで入札をしている中で、適用案件と適用外のところで、ディスインセンティブ、ディスティーションを起こしてはいけないというような観点の論点、それから51 ページ目のほうに入りまして、3) で海外の制度動向ということで、海外でも入札ということが進んでいるということでございます。

これらを踏まえまして51 ページの真ん中のところ、4) のまとめでございまして、こうした

競争環境の成立状況、それから再エネ海域利用法との関係、海外の状況等も踏まえて、着床式洋上風力発電については入札制に移行するというところでございます。

それから、浮体式については、これは一番下のところでございますが、今年度の委員会では浮体式についての取扱いは決定せず、来年度の委員会において検討することとしたというふうにしてございます。

続いて、52 ページ目から、今度は地熱発電でございますが、地熱についてもデータのところは割愛させていただきまして、54 ページのところに進みまして、先ほど冒頭申し上げました地域活用要件との関係で、2022 年度に、地域活用電源となり得る可能性がある規模というのが 54 ページ目の一番下のところでございます。業界のヒアリングの中では、2,000 kWというのが一つの線ではないかということ、それから、55 ページのところに進みまして、いろんなデータを分析してきますと、大規模案件は大体 4,000 kW以上に集中して、一方で小規模案件は 2,000 kW程度が規模の上限ということで、2つに分離した状況になっているというところでございます。

こういった状況も踏まえまして、地熱発電については、一番最後のところですが、少なくとも 2022 年度に地域活用電源となり得る可能性がある規模は、2,000 kW未満とすることとしたというふうにしてございます。

続きまして、今度、56 ページ目から中小水力発電でございます。

こちら分析のところは割愛させていただきまして、先に進みまして、61 ページまで進んでいただけますでしょうか。

2022 年度に地域活用電源となり得る可能性がある規模ということでございますが、こちらは業界団体から 1 万 kW というところが線ではないかというご指摘、一方で、いろんなコストデータを見ていきますと、①で新設案件では、1,000 kW を超えると安価での事業実施が可能、それから 5,000 kW を超えると卸電力市場価格を下回る水準、それから既設導水路活用型、リプレースの案件ですと、1,000 kW を超えると卸電力市場価格を下回るコストというような競争力のある電源になってございます。

これらも踏まえまして 62 ページのところでございますが、結論といたしまして、中小水力発電については、少なくとも 2022 年度に地域活用電源となり得る可能性のある規模、こちらについては 1,000 kW 未満というふうにしてはどうかというふうになってございます。

それから、続きましてバイオマス発電でございます、63 ページ目以降。めくっていただきまして 64 ページのところ、新規燃料の取扱いというところの論点でございます。

さらに進みまして 65 ページのところ、まずワーキングの中間整理というところでご議論いただいた内容として、65 ページ目の一番上のところですが、最初のビュレット、食料競合につ

いては、国全体としての量的な確認ができる方策等の検討が必要であるということ、それから、ライフサイクルGHGについては様々な手法があり、確立されたものがない中で、現時点で一律に個別確認を行うのは適切じゃないと、現実的ではないということ。

また、委員会の中でも、次のところのビュレットの1個目ですが、食料競合については、これは可食部が分離されているといった点なども含めてされているかといったことも含めて、食料競合の懸念が認められるかを判断するための基準を明確にする必要があるのではないかと、それから、ライフサイクルGHGについては、これはやはり方法論を確立しながら、FIT認定時に確認を行うことが必要ではないかということ。

それから、次の黒四角ですが、農林水産省様からは、世界の人口増加等々を踏まえると、食料となり得る物資を燃料として活用することは抑制的であるべきとのご意見を頂いているということも踏まえまして、取扱いについては、食料競合のあるものについては別の場において専門的、技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定、その懸念が認められる燃料については、その方法が確認されるまでの間は、FIT制度の対象としないこととする。

それから、食料競合への懸念が認められない案件につきましては、66 ページに入りまして、ライフサイクルGHG排出量の論点を同じく別の場で議論した上で、その基準を満たしたものについてFIT制度の対象とするというふうにするということでございます。

それから、その議論の中で、委員からは、このライフサイクルGHGの確認について、これは新規燃料のみならず、既に取り扱っている燃料についても、これは検討の俎上に上げるべきではないかというご意見を頂戴しているところでございます。

木質等バイオマスのところについて、こちらについては先に進みまして、69 ページ目のところでまとめというところでございます。

こちら、価格の決定をする必要がございますが、まず、まとめのところの最初の黒四角がございますが、資本費は想定値とおおむね同水準になっているということも含めて、基本的には各種の諸元を据え置くということで、69 ページの一番下のところで、以上を踏まえて、バイオマス発電についてはいずれの諸元についても据え置くということとしたというふうにしてございます。

続いて、一般廃棄物その他バイオマス発電についても、分析のところは割愛させていただきまして、71 ページ目のところで、コークスを混焼するごみ処理焼却施設の取扱いというところでございますが、一般廃棄物その他バイオマスと石炭との混焼案件については、こちらはFIT制度の対象から外すとする意見が取りまとめられたところでございます。

他方で、今年度のご議論の中で、コークスを混焼するごみ処理焼却施設については以下の観点

を考慮する必要があるということで、その使用目的というところが、燃焼によるエネルギーの産出を目的としたものとは異なるということ、それから、ごみ処理焼却施設の技術間での公正な競争をどう考えるかというご議論があったというところでございますが、72 ページ目の一番上のところでございますが、結論といたしまして、ごみ処理焼却施設については、コークスを利用するものであっても、2021 年度以降も F I T 制度の新規認定対象とし、2020 年度以前に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合であっても、F I T 制度の対象から外さないこととしたというふうにしてございます。

続いて、今度はメタン発酵バイオマス発電のところについて、同じくデータの分析がございません。

それで 74 ページ目のところで、こちらについても、対象を増やしてほしいというご要望がございます。

そこについてこの表の下のところ、「こうした中で」というところでございますが、「直接燃焼が可能な原料をガス化することで追加的なコストが生じるからといって、そのように作られた電気を高い調達価格で買い取ることは、社会的なトータルコストの観点から経済合理的とは言えない」ということで、「以上を踏まえ」というところですが、「主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオマス発電については、一般木材等バイオマス発電の区分において取り扱うこととした」ということでございます。

最後に、バイオマスの地域活用電源になり得る可能性のある規模というところでございますが、こちらは 1 万 kW 以上が今入札制度に移行しているという中で、この規模についても 1 万 kW 未満としてはどうかというふうな結論になってございます。

以上が、各分野別のところの説明でございます。

76 ページのところを飛ばさせていただいて、77 ページ目以降で入札制度のところでございます。

めくっていただきまして、79 ページ目以降で具体的な制度設計でございますが、79 ページ目で、まず (1) で入札実施スケジュールということで、太陽光は 2 回、それからそれ以外のものについては 1 回というようなスケジュールということ。

続いて、年間募集容量でございますが、まず太陽光発電につきましては、進んでいただきまして、81 ページ目の冒頭のところでございますが、今年度の導入量等も踏まえて、年間募集容量は 1,500MW とすることとした。

各回の募集容量については、黒四角の 2) の後の 3 つ目ですが、「このため」というところで、各回同量ということで 750 と 750。それからその 2 つ進んでいただき、上期の結果を反映させ

るかということについては、これは反映させずに、下期の募集要領は縮減しないとしたということでございます。

洋上風力についてでございますが、81 ページから進んでいただいて、82 ページのところですが、これまでの平均年間認定件数・容量等も踏まえまして、年間募集容量については 120MW とするということ。

それからバイオマスについても同様に、結論として 120MW というところで、83 ページの一番上のところがございます。

それから上限価格の取扱いについては、83 ページの黒四角の 3 つ目ですが、2020 年度の入札については、上限価格への張付きを防止するため、いずれの電源・入札回についても、上限価格を非公表として実施するという事としたということでございます。

それから最後に、応札後に辞退があった場合の取扱いということございまして、84 ページ、一番最後のページの上から 2 つ目の黒四角ということと、2020 年度以降の入札においては、札入れ後に辞退を行った事業計画と同一の地点で実施する場合等については、これは事業者が変わったかどうかに関わらず、辞退した回の入札価格、それから過去の辞退した理由というのを併せて公表するという事。

こうした措置にも関わらず、同様の案件がある場合には、保証金の増額も含めて再検討を行うということでございます。

大変長くなって恐縮でございますが、事務局のほうから案をご説明させていただきました。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、取りまとめ案、今、事務局からまとめていただいたとおりでありますけれども、これについて、皆様からのご意見、ご質問、ご発言を願いたいと思います。

いかがでしょうか。

すみませんけれども、まとめですが、お一方ずつということで、山地委員からお願いいたします。

○山地委員

今まで議論してまとめてきたことをまとめてあるというような内容でございますので、基本的に異存はございません。

ただ、地域活用電源にするときの例えば地熱とか、小水力とか、規模をどこで切るかということに関しては、私も今までの委員会でも申し上げましたけれども、中小水力はある程度分かっていますけれども、やっぱり地熱のところはまだちょっとデータが足りない。やっぱりデータを集

める努力が必要。それからそのデータのもっと内部の構造とか調査する必要がある。その辺りは事務局にも今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村委員、お願ひします。

○松村委員

今までの意見が適切にまとめられているもので、修正していただきたい箇所はありません。来年度以降に多く課題を残したなという印象もあり、来年度以降も大変だと思ひました。

以上です。

○山内委員長

高村委員どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。

両先生ご指摘のように、基本的にこれまで議論したことをうまく整理していただいているというふうに思ひます。

若干ちょっと細かな書きぶりで気になるところは後で事務局のほうに申し上げたいと思ひます。すけれども、今後の課題という点と、少し確認をさせていただきたい点が、3点ほどございます。

1つは今、松村委員がおっしゃった点に関わるかもしれませんが、前々回の議論の中でF I Tの対象でなくなったものについて、買取制度の中でどう扱うのかというような議論をしたというふうに思ひます。これは恐らく、次の法改正を見越した検討の中でいろいろ議論してきたものが、どういう形になるかにもよるといふふうに思ひますので、この段階で明確に決めることはできず、次の年度の課題だと理解はしているんですけども、この点、非常に重要だといふふうに思ひしております。

今申しあげたF I Tの対象でなくなったものはどうなるのかという点もそうですが、例えば事業用太陽光でこれから自家消費、地域消費というのを重視していこうとしています。特に自家消費に関して、工場ですとか、物流施設等々が対象になると、今回、閾値を下げましたので、入札の対象となるような規模のものが自家消費型の事業用太陽光にも出てくる。

そもそも自家消費型ですから、F I Pにどれだけなじむのかということもありますし、レジリエンスの観点からもこの類型をやはり拡大をしたいといふふうになると、例えば入札との関係で

どういふふうに取り扱ふのかといった制度全体を見渡して、再エネ促進政策と対応した買取り制度の設計を改めて次年度議論する必要があるというふうに思ひます。

恐らく、今、法改正を見越した議論の過程にあるので、5ページ辺りに抽象的に書いてくださっていると思うんですが、少なくとも委員会の中ではそういう課題認識があつたことについては、議事録の中に残しておきたいという趣旨で今、申し上げました。

それから2つ目の点ですけれども、6ページ以下のところで、事務局のこれまでの資料には記載があると思うんですが、書いておいていただいたほうがよいのではないかという点が1つございます。

それは、これまで地域活用要件等々を整理してきたところで、例えば太陽光の高圧50kW以上のものについては、地域での活用実態、ニーズを見極めつつ今後検討という、検討課題が残っていると思うんですが、もし見落としていたら恐縮ですが、それについては多分記載がなかったのではないかと思ひまして、6ページの冒頭なり、課題としては書いておいていただく必要があると思ひます。これは事務局の資料の中に書かれていて、制度改革の小委員会でも同じ資料を出されていると思ひますので、ここでも記述をお願いしたいという点です。

それから、議論しておきながら確認をさせていただくのは恐縮なんですけれども、6ページの(1)の自家消費型の地域活用要件はそういう趣旨でいきますと、これは50kW未満の小規模太陽光に関する内容だというふうに理解をしております。そういう理解でよいかという確認であります。

それからもう一つは、その後の地域一体型の13ページのところで、(2)の地域一体型の地域活用要件ですが、こちら冒頭の前書きに書かれているように、小規模地熱、小水力、バイオマスについては、自家消費型はもちろんだけれども、以下の地域型の地域活用要件を設定するという趣旨であるということを表していらっしゃるということについて、確認をさせていただきたいというふうに思っております。

最後の点ですけれども、バイオマスの新規燃料のところの書きぶりについてであります。新規燃料の書きぶりのところで、66ページでありますけれども、ライフサイクルGHGの確認について、私も申し上げまして、他の委員からもあつたと思ひますけれども、既にも買取りの対象になっているバイオマス燃料も検討の必要があるという点は、前回の議論では、新規燃料の項目だからこういう書き方をさせていただいて、記載の位置としてはこれで結構なんですけれども、私の理解では委員会の中で意見の相違といひましようか、異論はなかつたと理解をしております。ですので、「意見があつた」という書きぶりでないほうがよいのではないかというふうに思ひます。

以上です。

○山内委員長

事務局のほうで。

○清水新エネルギー課長

順番にいきますと、そういう意味では多数の課題を来年度に残しているというのは我々も深く受け止めておりますので、そういう意味では冒頭のところで説明申し上げましたとおり、全体の基本原則として、抜本見直しとの整合性という中で、今できるところは整理をさせていただきつつ、今後の課題のところについては、山地委員からもご指摘ありましたように、様々なデータもしっかりと収集しながら、議論を深められるような準備をしていきたいと思っています。

その上で、ご指摘のところについて、まず50kW以上の太陽光のところについては、こちらはご指摘のとおりでございまして、今回、そういう意味では全体の思想として来年度の、まさに価格に反映するところの詳細設計というところと、それ以降のところに向けて少しでも予見性を高めるということで決められる範囲ということで、10から50のところをフォーカスを当てた形での、この説明になってございますが、50kW以上のところの取扱いのところについては、これはしっかりと検討したいと思いますし、そういった内容について、一言追記をするような形で対応させていただきたいと思っています。

同様に、この自家消費型というものが太陽光以外のところの取扱いということについても、今の話と同様の考え方で、まず、そういう意味では、今回太陽光のところでの自家消費の基本的な考え方、整理をさせていただきます。基本、こういった形を敷衍することになると思いますが、高村委員ご指摘のとおり、小規模地熱、小水力発電、バイオマスについては、「自家消費型だけでなく」というふうに書いてございますので、これは自家消費型、それから地域一体型、両方も認められ得ると思いますので、その辺りも2022年度に向けて議論を深めていく必要があるというか、準備をしていきたいというふうに思っています。

それから、66ページのところにつきましては、ご議論いただきまして、委員の皆様方の同意ということでございましたら、当然これは意見があったということではなくて、委員会全体としての方向性というふうに修正させていただきたいと思えます。

○山内委員長

66ページのところ、いかがですか、ほかの委員の方。

どうぞ。

○松村委員

反対することは全くないのですが、今回の報告書は、意見があったのを後に、それを踏まえてこうしたという書き方が多い。ほかの報告書だと、「意見があった」というと、全体ではそうで

はない方向だけでも反論もあったみたいなの、言い訳みたいなの感じで書かれることが多いのですが、今回の書き方では、意見があったというのは、必ずしもそういう書き方になっていない。多くの人が支持したというのも含めてこういう書き方をしている。変えることに反対はしませんけれども、今回の書き方は、意見があったというのは、そんなにマイナーな跳ね返りが少しだけ言ったというような感じの書き方になっていないと、私は受け止めております。

○山地委員

今の66ページの点ともう一つ、実は今の高村委員のご発言で、改めて13ページの地域一体型の地域活用要件というのを読み出したら、これ、出だしのところで、小規模地熱・小水力・バイオマス発電についてはとなっているので、私は実は、例えば、太陽光でこの地域一体型というものあり得ると思うんですけども、それは排除しているんですか。僕は、実はそうは読んでいなかったんですけども、そう読めるなど実は今気がついたので、ちょっとそこを確認したい。

それともう一つ、66ページのほうについては、私も似たような考えだし、実際、持続可能性要件、認証を求めているわけですので、どう言ったらいいんですかね。今後、具体的な運用としてどうしていくかということになると、また明瞭に書く必要があるんでしょうけれども、例えば、一般木材みたいなものにも言うんですかとか、未利用材にも言うんですかとかと、そういうのはちょっと違っているんじゃないかと思うんですよね。だから、ここは意見があったぐらいな書きぶりでもいいんじゃないかと私は思いました。

○清水新エネルギー課長

そういう意味では、今回ご議論いただいたところは、もちろん、10から50とか低圧のところをどうしていくのかということところは明確にご議論頂いたというふうに我々認識してございまして、それ以上のところの太陽光の取扱いということところは、今回何か決定したとか、ここはしないとかするとかということも、来年度以降の課題なのかなというふうに思っておりますので、何かこの文章をもって排除をするという意図で書いたものではございません。

○山内委員長

それじゃ、大石委員、どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。

今の先生方のご意見にありましたように、13ページの地域一体型のところ、確かにこれだけを見ますと、太陽光が入っていないように見えますが、私の理解としては、今おっしゃっていただいたように当然入っているものと思っておりました。ですので、誤解を与えないような書き方に修正いただいたほうがよいのではないかと思いました。

それから、66ページのところですけれども、私も、どちらかという和高村先生の意見に賛成です。5人しかいないので何とも言えませんが、5人のうちの2人？3人がそうだと行ったのであれば、一応この場で了承された意見であるとして書いてもいいのではと思います。

さらに、ライフサイクルGHGに関する話、これは山地先生のご意見とは違ってしまいますが、木質バイオマスなどについても再考が必要ではないかと思っております。木質のほとんどが輸入の木材が対象になっているということを考えますと、今後は、そちらでも検討していただきたいという思いもあって前回は発言いたしました。そういう意味から、文中に入れていただきたいというのが私の意見です。

それ以外については、前回は発言しましたように、全体的にこの方向で異論はありません。ただし、価格を下げると同時に、やはり再生可能エネルギーの量をいかに持続して、さらに増やしていくかということも重要かと思っておりますので、今後、入札の案件が増えること、それから、さらに卒FITの電源が持続的に運営できるような方策も、ぜひ、考えていければと思っています。

以上です。

○山内委員長

そのほかに、ご意見ありますか。

それでは今、大きく2点ですね。13ページのところと66ページのところ。それで、今13ページについてはエネ庁からお答えがありましたので、分かりやすくということで、14ページのところで、太陽光も一応出てくるんですね、お話としてはね。なので、分かりやすくということで、少し修正させていただく。

それから、66ページのところは、どうしましょうかね、ということなんですけれども。山地委員から意見あったんですけれども、松村委員からああいう意見もあったので、どうしますか。

○高村委員

「意見があった」という書きぶりは、私の理解では一部の委員が言ったという趣旨で、ずっとこの間使われていると思ってしまして、そういう趣旨と理解をして申し上げました。

少なくとも、多くの委員から既に買い取り対象になっている燃料についても、GHG排出量の確認をどういうふうにできるか、言い換えると、フィージビリティも含めて、これは方法論としてもそうですし、同時に制度の中でどう取り込めるのかということも含めて、今の段階で検討を制限するというよりは、検討するというご趣旨のご発言だったというふうに思います。意見があったという言葉にはこだわりませんが、しかしながら、事務局でしっかり受け止めて、この点については早急に検討していただけるということであれば、言葉にはこだわりません。

○山内委員長

分かりました。ここのところ、反対している人はいないと思うので、言葉尻ですので、ちょっと事務局と細かい点相談させていただきたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

そういうことで修正といいますか、若干ご意見いただきましたので、その辺ちょっとしんしゃくさせていただいて修正をするという方向で考えたいと思いますが、基本的には私のほうにご一任いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。細かい点については、またご相談するかもしれませんが、そのような取扱いにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、基本的なところは皆さんご同意ということなので、原案に基づいて事務局にお願いしておりました、令和2年度の調達価格及び調達期間に関する委員長案というふうなことで、これをご配付いただきまして、事務局にご説明させていただきたいというふうに思います。

○清水新エネルギー課長

よろしいですかね。ただいま配付させていただきました委員長案につきましては、恐縮ですが、できる限り速やかに経済産業省のホームページにアップロードいたします。ユーチューブで御覧の皆様方におかれましては、私のほうから、今から口頭でご説明させていただきますので、それをお聴きいただいた上でアップロードされ次第、資料のご確認を頂ければと思います。

では、資料の説明に移らせていただきますが、それぞれの電源ごとでございますが、まず、太陽光の10kW未満というところで、まず、調達価格が21円、それから、システム費用が29.0円/kW、それから、運転維持費、設備利用率、余剰売電比率は据置きで、自家消費分の便益が26.33円/kWh、それから、調達期間終了後の売電価格は9.3円/kWhで、そのほか、IRR調達期間については据置きというふうになってございます。

めくっていただきまして、続いて、太陽光の低圧、10kW以上50kW未満でございますが、調達価格につきましては、来年度13円/kWhで、システム費用については21.2万円/kW、土地造成費、接続費用は据え置き、それから、地域活用要件の部分に要する費用は0.3万円/kWということでございます。

それから、運転維持費、設備利用率は据置きで、自家消費比率、新たに設定しますものが50%、それから、自家消費分の便益が18.74円/kWh、IRR等調達期間については2019年度の想定値を据置きというふうになってございます。

続きまして、太陽光発電の50kW以上250kW未満のところでございますが、こちらが、調達価格が12円/kWhとなります。前提となります象限でございますが、システム費用が14.2万円、

そのほかのものについては想定値を据置きということでございます。

それから、バイオマスにつきましては、一般木材等1万kW未満については、これ、2020年度の調達価格及び調達期間を2019年度から据え置くということでございます。

以上のところでございますが、その後、4ページ目以降でまとめてございまして、太陽光については、今、申し上げましたとおり、10kW未満が21円、10kWから50kWが13円プラス税、50kW以上250kW未満が12円プラス税ということでございます。

風力については、基本的には、来年の価格は既に決定しているもので、着床式洋上風力については入札による決定というふうになります。

それから、めくっていただきまして、今度は、地熱については、今年度の価格についての決定はないということで、米印のところ、地域一体型の要件になり得るものということで記載してございます。

それから、水力についても、今年度の価格についての追加的な決定はないということで、同様に地域一体型の要件になり得るものというものを米印で下に書かせていただいております。

バイオマスについてでございますが、先ほど申し上げましたとおりに、一般木材等の1万kW未満据置きということで、2020年度は24円プラス税ということでございます。

そのほかのところは、来年度の価格等については既に決定済みでございまして、その他地域活用電源の要件、それから新エネルギーの取扱いといったことについて、米印のところ書かせていただいております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、今、ご説明いただいたのが本委員長案ということになりますけれども、ご意見、ご質問等あったらご発言を願いたいと思います。

いかがでございましょう。

どうぞ、山地委員。

○山地委員

何か、今、確認していて、つまらないことを見つけたんで、一番最後のページの一番下で、「石炭混焼案件」、括弧があって、「との混焼を行う」とあって、これ、「石炭」でいいんじゃないんですか。「石炭混焼案件」としちゃったから、何か日本語がおかしくなって、単に表現だけの問題です。最後に公表されるときには注意しておいたほうが。

○山内委員長

ほか、いかがですか。特によろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、今のところは修正させていただくということにして、修正した上で、本委員長案を本委員会として決定するということをご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今後は、この意見を尊重する形で経済産業大臣が令和2年度の調達価格等や、あるいは入札実施指針などの案を作成して、関係省庁への協議あるいはパブリックコメントを実施すると、こういうことになります。

仮に、今後のプロセスの中でただいま取りまとめた委員会の意見の内容から変更があると、こういった場合には、再度委員会でご議論いただくということがあり得ることになります。その場合には、改めて事務局からご連絡をさせていただくということでございます。よろしゅうございますかね。

3. 再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

○山内委員長

それでは、議題の1については以上でございます。議事次第の議題の3になりますかね、2つ目の議題、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針についてでございます。

この資料2ですけれども、事務局からご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

それでは、次の議題のところで、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針についてということで、資料2のほうを開いていただきますと、パワーポイントのほうでございますが、お願いします。

2ページ目のところで、本日ご議論いただきたい事項ということで、この論点、算定委でも初めてでございますので、少し詳しく説明させていただきます。

再エネ海域利用法においては、促進区域を指定した際に公募によって事業者を決定するわけですが、公募占用指針を定めるというふうになってございます。こちらにつきまして、昨年12月に長崎県五島市沖について促進区域としての指定を行っているということで、こちらの区域についての公募占用指針を策定するというふうになってございます。その際に、法律上、発電設備の出力の量の基準とか供給価格上限額といったことについては、こちらは法律上、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定するというふうになってございます。

具体的には、この下のところに1号から16号、こちらがその指針に掲げる項目でございますが、このうちの1号、それから4号から10号については法律上ご意見を伺うというふうになってございます。

この点につきまして、FIT制度での整合性、FIT制度の下での入札制度の整合性、そういったことも踏まえながら、一方では洋上風力の実態に即したといったものになるように、ここ議論を頂きたいというふうに思っております。

その際、米印のところでございますが、この再エネ海域利用法全体の制度運用につきまして、経済産業省と国土交通省の合同審議会を行っておりますので、その議論もご紹介させていただきながらご議論いただければと思っております。

めくっていただきまして、3ページ目のところは法律の概要ということで、ちょっと割愛させていただきまして、4ページ目のところでございますが、全体の手続の流れ、こちらもご存じの部分の繰り返しになりますが、全体の流れとして、まず区域を指定して公募に基づいて事業者を選定する、その上でFITの認定を受けていただくという流れになってございます。このうちの左から2番目、促進区域の指定という赤いところを今回長崎県五島市沖が指定を受けたということで、次のこの公募占用指針の作成というプロセスのところまで本日ご審議を頂くという流れでございます。

続きまして、5ページ目のところで、促進区域の指定に係る現状ということで、現状のご報告でございますが、昨年の7月の時点で、それまでの県等からの情報収集も踏まえて一定の準備が進んでいる区域として11区域、このうちの4区域は有望な区域ということで、協議会の設置ということで議論が進んでいるということで、緑で囲まれている秋田県の2か所、それから右下のほう、千葉県銚子市沖というところの3つ、それから赤になってございますが長崎県五島市沖、この4か所で協議会での議論というのをしつつ、長崎県については昨年12月27日に区域に指定されているところでございます。

6ページ目のところで、この区域の概要でございますが、右上のところでございますとおり、広域図で五島列島五島市沖という区域でございますが、この左側のところでございますが、五島市沖の海域面積約2,700ヘクタール程度といった地域が区域となっております。

下半分でございますが、区域の指定に当たってご地元の先行利用者さんを含めた協議会ということで、地域での協議会の議論が取りまとまっているところでございまして、全体の理念、それから地域や漁業との共存、それから設置上の懸念点といったことについて、こういった内容であれば、ぜひ事業を進めてもらっていいというようなご意見をご地元で取りまとめていただきつつ、これも踏まえて促進区域の指定ということをしたところでございます。

めくっていただきまして、それでは1号、それから4号から10号の各項目について個別にご説明させていただければと思います。

まず第1号、対象発電設備区分というところでございますが、8ページ目のところでございま

す。こちら、対象発電設備区分というのは、言い換えますと着床型か浮体式かということの区分の設定というところでございます。こちらの長崎県五島市沖につきましては、これは水深が100から150メートルということでございますので、自然条件踏まえますと浮体式の設備ということになります。そのため、公募の対象とする設備、区分については風力発電設備（浮体式洋上風力）とすることとしてはどうかということでございます。

続きまして、今度第4号関係ということで、進んで10ページのところに進んでいただけますでしょうか。第4号は、発電設備の出力の量の基準ということでございます。こちら、出力の量の基準というのは、いわゆる募集容量ということでございます。

10ページ目の四角囲いのところでございますが、現行のFIT制度における入札というのは、こちらの募集容量というところを踏まえて複数の事業者が落札されるというようなことございます。一方で、この再エネ海域利用法においては、この区域において1事業者のみを選定するといったようなものでございます。

この部分について、今までの議論というところでございますが、合同会議の議論が下半分のところでございますが、どういう形で考えていくかというところで、（1）基本的な考え方というところでございますが、この発電設備の出力の量の基準というのは、こちら公募に参加する際に提案可能なウインドファームの出力の範囲ということでございます。

この点で以下の点を考慮すべきということで、まず1点目に、促進区域の指定の際には既にその想定出力が決まっているということ。それから、区域指定のために確保されている系統の容量というのが決まっているということ。一方で、事業性の判断というのは幅がありますので、一定の裁量を与えたほうが効率的な事業の実現が可能なんじゃないかということ。それから、せっかくでございますので、この区域を可能な限り有効に使うといったことにしてはどうかということでございます。

そのため、こういった点も踏まえて、合同会議のほうでは「具体的には」とございますが、系統に流れる電気、こちらは当然のことでございますが、系統容量を限度としつつ、一方で、風車のほうの出力といったことについては、促進区域の指定の際に定められた出力ということ、系統容量からプラスマイナス20%の範囲で事業者の裁量を認めてはどうかというようなこと。それから一方で、コネクト&マネージといったことも含め、個々の状況によって異なるということでございますので、一般送配電事業者とも協議の上、個別の指針ごとに決められるべきではないかというような考え方になってございます。

この考え方に踏まえてどうしていくかというところでございますが、めくっていただきまして11ページ目が、同じ絵でございますが、今回の案件でございますが、この2,700ヘクタールとい

うことで、こちらについては系統の確保の状況からしますと、想定出力が約2.1万kWということになってございます。

12ページ目でございますが、先ほどの合同会議の方向性も踏まえて、一般送配電事業者さんに確認した結果でございます。こちらの内容について確認をしたところ、次の回答が得られたというところでございますが、まず1つ目に、最大受電電力については確保された系統容量である2.1万kWを限度とする必要があると。これ以上のものは受け入れられませんということです。一方で、出力等の変更の可否、こちらについては、これは連系する風車の仕様とかにもよるために個別に判断が必要であるということで、この個別の判断について、接続検討の申込みの受付・検討は可能ということで、こちらのほう相談をしていただければ検討しますというような回答を頂いておるところでございます。

その上で、検討の前提となるのが今、現状の系統でございますが、こちらの系統についての情報、こちらどこまで提供できるかといったことについては、これは系統を確保している事業者さんと国で調整した上で、一般送配電事業者ではなく国から提供してもらいたいというご回答を頂いているところでございます。

これを踏まえまして、今回の区域についての出力の量の基準をどうするのかというのが13ページ目でございます。今申し上げましたとおり、合同会議においてはプラスマイナス20といったことを一つの基準としつつ、一般送配電事業者と相談をするというふうになってございます。今回のものについては、最初の黒四角のところでございますが、協議をした結果、最大受電電力は確保された系統容量2.1万kWを限度とした上で、事業者が可否を、出力の変更の可否を個別に相談可能というふうになってございます。

そのため、この部分を前提にしましたときに、上限の部分、プラス20%といったところを最初の時点から制限をする必要はないのではないかということで、こちらの上限については設定しないではどうかということでございます。一方で、この下限のほうについては相談可能といいましても、区域の有効な活用という観点から一定の基準があったほうがいいのではないかということで、マイナス20というのは維持してはどうかということでございます。

これらも踏まえまして、結論といたしましては、3つ目の四角でございますが、最大受電電力は2.1万kWを限度としつつ、発電設備の出力については、これは上限は設定しない。下限は想定出力から20%を減じた1.68万kWとしてはどうかという形で案を作らせていただいております。

続きまして、第5号関係ということで、公募参加者の資格というところでございます。15ページ目のところでございますが、公募参加者の資格、こちらにつきましては合同会議の中ではどういふ議論がされているかというところでございますが、まず1点目に、こちらの公募により選定

された事業者、こちらについては占用の許可、それからF I T認定というのをその後受けていくということになります。こうしたことも踏まえたと、港湾法ですとかF I T法といったところでの運用の中での参加資格を参考にしていくことが合理的なのではないかという点。それから、事業者が確実に履行すべき行為を怠ったりとか、不正な行為を働くといったことがないような措置を講ずることが適切なのではないかと。

こうした議論も踏まえて定められたものというのが、進んでいただきまして16ページ目のところがございます。16ページ目のところで運用指針のところ具体的な参加資格というふうになってございまして、例えば(2)のところ申請者が次のいずれにも該当する者であるということで、国内法人である、それから実績を有するといったこと。それから(3)で次のいずれにも該当しないということで、破産手続開始の申立てとかをされているといったことになっていないかどうかといったような基準でございます。

こちらを踏まえて、1つ論点になるところが赤枠で囲いましたところで、国内外における風力発電の設置及び運営実績があるということでございます。それから、その下に③というところで、海洋土木工事の実績があるということということで、この実績というものが参加資格としてなっております。

大変申し訳ございません、戻っていただきまして15ページ目のところでございますが、この部分を踏まえてどうするかというところで、15ページ目の黒四角の2つ目でございますが、この議論も踏まえて基本的にはこの参加資格の例示されているものを踏襲してはどうかというふうに考えてございます。

一方で、今申し上げた風力発電に係る実績の有無といったところでございますが、この部分について現時点では国内で実績がほぼ存在しないという中で、参加資格としてどこまでのものを認めるか、認めないのかといったことの基準を含めて明確にすることが困難であるという状況でございます。そのため、今回については参加資格の基準としては定めず、むしろその後の評価の中で決めていってはどうかということで、結論的には風力発電の設備及び運営実績というところは参加資格としないということでございます。

一方で、今もう一つ申し上げました海洋土木工事の実績と、こちらにつきましては海洋土木工事というものそのものについては日本国内でも様々な実績があり、また国土交通省さんに確認したところ、そういったことのデータベースもあるということでございますので、この部分についてはほかの公共調達等での運用も踏まえて参加資格として求めるということで、結論的には16ページにある例示を基本的には踏襲しつつ、風力発電の設備及び運営実績といった部分については今回は参加資格としては求めないという形にしてはどうかということでございます。

続きまして、18ページ目のところで今度、保証金に関する事項というところでございます。入札における保証金でございますが、まず1個目の黒四角で現状のFIT制度の入札でございますが、適正な入札実施を担保するための1次保証金、それから落札者への確実な事業実施を担保するための2次保証金という仕組みになってございます。この考え方をまず基本的には踏襲してはどうかということでございます。

一方で、再エネ海域利用法と同じようなルールを運用しているオランダとかデンマークでございますが、こういった国々では選定後、落札後の一定の期間を経た後にさらに高額の保証金を設定するというふうな仕組みになってございます。これは最終的な投資判断を行う上で様々な検閲をした上で意思決定ができるということ。一方で海域調査など事業の一部を国が負担をしているということで、より厳格な対応が必要ということの仕組みになってございます。

この仕組みを踏まえまして、結論的には日本の太陽光の仕組みを踏まえつつ、第3次保証金の払込みを求めるということで、第1次の保証金のところで太陽光と同様の500円/kW、それから選定時に2次保証金ということで5,000円/kW、その後、選定後1年後、12か月たった後に1万3,000円/kWということでの保証金を3段階で求めてはどうかという案でございます。

続きまして19ページ目でございますが、保証金の没収事由ということでございます。こちらについても基本的には太陽光を含めたFIT法での入札と同じでございますが、下のところで変化している部分について少しだけ記載させていただきますが、出力の量を増加、減少させた場合といったところでございます。こちらにつきましては再エネ海域利用法の18条といったところで、計画を変更する場合というのが、この上の四角のところの4つ目の黒四角でございますが、公共の利益に一層の増進に寄与するものであると見込まれる。またはやむを得ない事情があるといった場合のみに計画の変更を認めると、法律上、こうした部分も担保がされているというところでございます。仮にその門をくぐり抜けて計画が変化を求められるということであれば、これは公共の利益にかなうかやむを得ない事情があるということでございますので、そういった場合については保証金の没収をする必要がないんじゃないかということで、この部分は没収事由から外していると。逆に言うと、そうでない場合はそもそも計画変更が認められないというような法律の立てつけになってございます。

20ページのところは省略させていただきまして、続きまして22ページまで進んでいただきますでしょうか。上限価格・調達価格等に関する事項というところでございます。

まず、上限価格と調達価格の決定のところでございますが、まず区分によって価格が違いますので、先ほど申し上げましたとおり、長崎県五島市沖については、浮体式の設備による洋上風力発電の実施。それからスケジュールとしては早ければ2020年度内に事業者を選定するというよう

な仕組みになってございます。そうしますと、現在のF I T制度における浮体式の2020年度については36円というふうになってございますので、これも踏まえて供給価格上限額は36円としてはどうか。その上で選定事業者の調達価格は同様に36円としてはどうかということでございます。

それから、続いて調達期間というのが23ページでございます。こちら期間のところでございますが、一番上のところでございます。再エネ海域利用法においては、公募占用計画の有効期間は30年というふうになってございます。これの考え方としてはアセスメントで四、五年、建設作業で2から3年、その上で20年程度の発電というような流れでございますので、これも踏まえて調達期間を20年間としてはどうかということでございます。

続いて、この調達期間の短縮の可能性というところでございますが、運転開始期限をどのように設定するかというところでございます。こちらについては個々の事業者さんによってアセスの状況等も異なることから、個々の事業者さんごとに運転開始期限というのを設定をしていただくというふうになります。その上で、設定された運転開始期限というものが迅速であるかどうか、もしくは事業実現性があるかどうかといったことを評価をしていくというようなことにしていくというところで、その設定した事業開始日から超えた場合ということについては、これはF I T調達期間を短縮するというふうな形にはどうかということでございます。

それから、最後に第10号でF I T認定の申請期限日というのが24ページ目のところでございます。再エネ海域利用法に基づいて公募で選定された事業者さんは選定後にF I T認定の申請を行うというふうになります。この認定の申請といったことについて幾つか、そういう意味では前提として必要なんですけど、まず系統接続契約が必要になりますが、こちらを承継するために必要な手続というのは約3か月程度ということが必要になってくるということ。それから第3次保証金、先ほど申し上げました事業のある種の最終判断のところは選定日から1年以内に納付するということを求めているということということでございます。

こういった点を踏まえて結論的には、一番下のところでございますが、F I T認定申請期限日は事業者選定の日から1年後としてはどうかということでございます。

それぞれ多岐にわたる論点で、かつ少し実務的な点もございますが、初めてでございますのでご審議いただければと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。今、説明ありましたように再エネ海域利用法を適用する最初の案件ということです。有望地域というのは指定されているんですけども、促進地域というのはこれが最初ということですので、少し決めることがあって、今回決めたことも全部に適用されるわけでもないし、あるいは共通に適用されるというケースもあるんですけども、いずれにしても議論

して最初に決めなきゃいけないということがありますので、事務局の今の説明内容についてご意見、ご説明はあるかと思えます。よろしくお願ひします。

どうぞ、山地委員。

○山地委員

結論から言うと、事務局提案に賛成です。ちょっと幾つかコメントをしておきたい。

再エネ海域利用法の最初のケースだということ。しかも最初のケースでこれ、浮体式という、これ非常に新しいケースだというふうに考えます。だから、区分に関して全く問題ありません。発電設備の出力ですけれども、分かりにくいかもしれませんが、やっぱり要するに系統側が受け入れられる最大受電電力と事業者のほうの発電設備の出力というのは違うんです。太陽光も過積載ということが行われており、やっぱりそれを考えると、プラスマイナス20だけど、上のほうは取るという4号案件に関する提案も妥当だと思います。

それから、公募参加者の資格のところも浮体式でありますので、過去の経験と言われても大分違う内容なので、ここに関しても国内外における経験というところを緩和するという第5号に関する提案、これはただし海洋土木工事については要件化するというところは非常に妥当なものだと思います。

そのほか非常に正直に言うと、保証金の話などはよく実際はなかなか分からないんですけど、やっぱり海外の例ということを引きかかれておられますので、それでやってみて、ただ、ここは今後状況によってまた見直していくということかなと思います。

それから、上限価格のところも36円以外なかなか取っ掛かりがないですし、準備されていた方、予見性からいっても、この辺りかなと思いますけど、やっぱり将来的にはここ、もちろん当然ですけど、着床式風力でもっと下げていきたいというふうには考えていますけど、今回の場合はこれでいってよろしいのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

そのほかいかがですか。

○高村委員

ありがとうございます。基本的なご提案には異論がございません。

その上で細かな点と、それから確認をさせていただきたい点が若干ございます。

1つはスライドの18の保証金に関する事項のところなんですけれども、保証金を積んでもらうことには異論がなく、理由はいろいろなところ書いてありますけれども、特にこれだけ大きな保証金を積んでもらう理由は、恐らく財務的能力の確認も含め確実な事業実施の担保のためとい

うことだというふうに理解を致します。この制度の保証金の仕組みはおそらく今後の一つのモデルといたしましうか、先例になると思いますので、その辺りの保証金の意味づけといたしましうか、意義づけは明確に書かれてもいいのではないかといたしましうか、細かなことで恐縮なんですけれども。

2点目は、同じく保証金の特に没収事由のところなんですけれども、こちら出力変更する場合には占用計画の変更が必要になる、変更認定がされないと計画の認定が取り消されるので事業が中止になって結果的に保証金が没収される。ここに書いていただいている公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれることとやむを得ない事情があるというのが変更認定を認めるときの要件になっているので、したがって全部カバーされると、そういう理解でよいかということなんです。

そういう理解でよければなんですけど、今、変更認定の要件にもなっている公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれることと、やむを得ない事情があるという内容は、いわゆる事業者にとっては変更認定がどういうときに認められるのか、保証金が没収されるのはどういう場合か、あるいは没収されないのがどういう場合かということを示す、ある意味では非常に重要な規定だというふうに思っています、この内容について、法令の18条ですから、法令を作られたときの経緯があると思いますが、例えばどういうことが想定をされているのかということのご質問です。今もしお答えが難しいのであれば、少なくとも指針を作られるときにはこれについて一定の例示は出して事業者に対してのクレンジティを確保していただきたいということでありま

す。

推察するに、例えば環境アセスメントの結果、一定の地域についてやはり建設が難しいとなった場合の対応としての出力の減少といったようなものは、これは公共の利益でもあると思いますし、やむを得ない事情でもあるようにも思えますけれども、例えばそういうものが想定をされるのかということもご質問したい点でもございます。

最後なんですけれども、先ほど山地委員がおっしゃった点にも関わるんですけど、調達の価格について、今回浮体式ということで世界的にもまだ例が非常に限られているので、先ほど山地委員もおっしゃった事業の予見可能性という観点からいっても、今回の意見について異論はないんですけど、恐らく着床式についてはもう少し調達価格についてより突っ込んだ検討が我々には必要だというふうに思っております。世界的には着床式洋上風力のコストは非常に大きく低減をしていますので、こうした着床式の案件というのが、今後出てくることを期待もしておりますけれども、同時に価格設定については諸外国のコスト、世界のコスト動向も見ながらさらにきちんとした検討が必要だというふうに思っております。最後は意見でございます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。まず保証金のところでございますが、18ページ目の資料のところで、少し分かりにくくて恐縮ですが、諸外国を並べてみましても、正直申し上げますといろんなパターンがございまして、最初にしっかり取るというところとか、だんだん取っていくというようなこともございますが、これ結果として以上のところ、我々も正直なかなか調べても分からなかったんですが、大体規模としては約1万3,000kWぐらいのところ、今のところなっているところでございます。ドイツについては、これは明示的に確認できたところで財務的能力を確認するといったことも含めて、最初から保証金を求めるというふうになってございます。

それからオランダ、デンマークも含めまして、日本で言うところのFITの入札と本入札の違いの一番の特色としましては、FITの入札の場合、基本的にはその事業者さん自身が案件を形成されて入札に参加されるという中での不確実性が相対的に低いということでございます。

一方で、洋上の場合には促進区域を指定した上で、そこで公募で参加された上で、事業者さんによってはその後、まさにアセスをされるとかいろんなことがございますので、相対的に入札された後に案件形成というようなことがプロセスが多いというようなことも踏まえて、第2次、第3次というふうに分けている部分があるんじゃないかというふうに思っております。そういった点も踏まえて、今回こういう形の案でさせていただきつつ、冒頭山地委員からもございましたとおり、このレベルが妥当かどうかというのは正直なかなかこれは、逆にやっていく中でのファインチューニングも必要になってくることもあるかと思ひますし、その趣旨といったことも含めて、より事業者さんとの関係でしっかりとコミュニケーションをしていきたいと思ひます。

それから、19ページ目の保証金の没収事由のところにつきましては、考え方としては高村委員ご指摘のとおりでございますが、まずそもそもやはり公募という形で事業内容、それから価格といったことも総合的なプランとして競争していただいて獲得されるというところで、その状態から、端的に言うと、まず安易に計画を変更してやっぱりこうしますといったようなことをされると、これは競争環境を非常にゆがめることになりますので、やはり選定された後の計画の変更というのは基本的には非常に抑制的であるべきだというのが法律の思想になってございます。一方で、当然やむを得ないことや社会的に見てこれが望ましいよねということがございますので、そういう場合に限って計画の変更を認めるということでございますので、基本的にはそういうものでない限り計画の変更を認めないということに、単純にこのほうがよりもうかるからこうしますとかということは認められないというような性質のものでございます。

その際のやむを得ない事情、公共の利益の増進といったところについて、もう少しそういう意味で分かりやすいというところの工夫はさせていただきたいと思ひますが、正直実績も積み重ね

ながらという部分もございまして、同じ状況だとしても、それが例えばこの区域の部分の計画を減らしますという行為そのものの裏にある背景の理由が何かというところが非常に重要になってくるところでございますので、一概にどういう行為がオーケーとかというところも難しい部分も正直我々も悩んでいるところでございますが、少しでも予見可能性があるような工夫というのはさせていただきたいと思っておりますし、その中でご指摘いただいたような例えばアセスを踏まえた計画の変更ですとか、先行利用者さんとのコミュニケーションによる中での、例えば航路との関係で風車の位置を変更することになりましたとか、そういったものについてはこれも十分想定されるような案件かなというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

大石さん、どうぞ。

○大石委員

ご説明ありがとうございます。私もこの全体を見て一番引っ掛かったのが保証金の没収事由のところ。確認ですが、保証金には今回3段階で設定してありますが、19ページに出てきた「公共の利益の一層の増進に寄与するものであること」と同時に、「やむを得ない事情がある場合には保証金を没収しない」とも書いてあります。これは第2、第3次の保証金の没収事由という理解でよろしいでしょうか。

もしそうであるならば、第2次、第3次というのはかなり保証金の額自体も違いますし、それから時間的にもかなり差もありますので、例えば第2次の場合の「公共の利益の一層の増進」というのが何なのか、「やむを得ない理由」が何なのか、また、3次の場合はどうなのか、第2次とどう違ってくるのかこないのか、もし違ってくるのであれば、その違いは何か分かりにくいので、そのあたりを教えていただけると有り難いです。

○清水新エネルギー課長

ちょっと制度が複雑で大変申し訳ないんですが、戻っていただきまして18ページ目のところで全体の流れがございまして、先ほどの法律上の計画の変更というのは、計画の認定を受けた後でございまして、これはプロセスでいきますと選定事業者決定というか、選定された後に計画の認定を受ける。その計画を変更しようとする、やむを得ない事情とかがないと駄目よとか、そういう全体の流れになってございます。ですので、まず第1次保証金というタイミングでは、まだ選ばれている前でございまして、これはあくまで入札に参加するときにあまりに安易に全くの実績もない方が入ってこられるというのは非常に攪乱要因になりますので、入札というところの部

分における適正な実施の確保という観点でございます。ですので、このタイミングではそのプロセスで途中でやっぱりやめたというようなことが起きたのであれば、当然没収でございますし、そうでないのであれば、その先に進まれるというようなことでございます。一旦18ページ目の表の真ん中のところでございますが、選定事業者が一旦決定されますと、それは競争の中で選ばれた方が選ばれた計画に基づいてしっかりやってもらうというプロセスに入りますので、このプロセスのところから安易に計画を変更することは駄目よということで、そもそもそれは法律上、認められないということになりますので、仮にそれがあつた種の公共の観点から、もしくはやむを得ないという観点に認められるようなものであるのであれば、その場合の変更に対して保証金を没収するというのは不適切なんじゃないかということで、FITの入札においては没収になりますが、こちらの場合においては、その場合については没収する必要がないんじゃないかと。逆に言いますと、みだりな計画の変更といったことについては法律上の変更認定を限定的にするというところで洋上風力については既に担保されていると、そういった観点でご認識いただければと思います。

○山内委員長

よろしいですか。

○大石委員

すみません、理解が悪く何度も申し訳ありません。ということは、第2次、第3次、これは両方とも同等である、ということでよいでしょうか。わざわざ第2次保証金と第3次保証金が分けてありますが、保証金の理由としては双方とも確実な事業実施の担保のために取っている、と書いてあります。その意味では第2次、第3次とも没収されない理由としても同じことが書いてあるという理解でよろしいですか。

○清水新エネルギー課長

そういう意味では、第2次、第3次は大石委員ご指摘のとおりでございます。目的としては同じものだと我々としては考えて設計してございます。そういう意味では、第2次保証金の段階で1万3,000円取るという制度設計も正直あり得るんだと思っておりますが、ただその時点では若干不確実性が高い中で、1年間の事業の詳細設計ということをする前に、1万3,000円というところで保証金を取った上で、その方がやむなく中止された場合に全額没収というのは、この洋上法の制度設計の中でいくと、少し不確実性が高い中での保証の在り方としてどうかというふうに考えまして、選定された段階ではまず5,000円まで、その後1年作られた上で1万3,000円ということで、その1年間の間に撤退をもしされるのであれば5,000円で済みますよと、そういう制度設計にさせていただいているということでございまして、趣旨としては両方とも同じ性質

のものだというふうに考えてございます。

○山内委員長

ほかに、どうぞ。

○松村委員

今ご懸念になっているのは、恐らく保証金によってあまりにもハードル、参入障壁が高くなって、手を挙げる事業者が減ると困るリスクを軽減する点だと思います。一方で保証金がないと、最初の選択の段階でゆがむ、不公正になる。例えばAが結局取ったが、Bも参加していた。Aがその後変更したが、はじめからAがそのように提案したとしたら、ひょっとしたらBが選ばれていたかもしれない。変更後のAが事業をするよりBの事業の価値が高かったのに、より低い価値のものしか実現できない。そういうことが問題になりえる。しかしAが選ばれていてもBが選ばれていても共通の理由で変更する必要があり、Bが選ばれていても難しかった、変更は不可避だったとか、あるいは入札に参加しなかったC、Dが仮に入札に参加したとしてもみな変更が不可避だったとすると、それはやむを得ない事情と判断しても弊害は小さい。その事業者の計画の熟度、精度が低かった結果として本来ならBが取れるはずだったものがAがとったというようなケースだと、それはやむを得ないと判断するのは難しいし、不公正で非効率的。常に何のためにこの規定を置いているのかを考えれば、むやみに計画変更で、正当な事由と認めないで保証金を没収することはないはず。もちろん元々の計画は無闇に変更してはいけないというのが原則ではあるが、なんのためにやっているのかを考えれば、むやみに事業者の行動を制約したり、むやみに保証金を没収したりということはなくなると思います。

最初の案件で、しかも相当難しいことをやるのだと思いますので、これもいいかげんなものを出してもらったら困るけれど、むやみに保証金を取ろうというつもりでやっているのではないことは、事務局の資料の作り方からしても明らかだと思いますし、その点、再度確認しておけば、かなりの程度懸念は減ると思います。

2回に分けているのも、1年を待たずに撤退することになったとすると、次にもう一度やり直すことが早く始められるから、社会的費用が相対的に小さくなることを反映して分けていると思いますので、ご心配になるような運用にはならないと思います。

以上です。

○山内委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

それでは、特に内容について皆さんからご意見いただいたということではないというふうに判断を致します。したがって、事務局の案、これちょっと今回が最初ですので細かいところま

で確認をしますけれども、まず1号について、これは対象の発電設備ですけど、今回の場合、浮体でいくということですのでよろしいですね。

4、5が出力の量ですけども、これは系統の容量が2.1万で、それで上限については、ですのでこれは自然と上限になるということなんだけど、上限については設定はしないで、下限について相当2.1万から20%減の1.68万kWとするということですね、よろしいですか。

それから、公募の資格のところ、これ過去実績ということが問題になったんですけど、風力発電についての過去実績は問わないと。ただ海洋工事について、土木工事については実績を入れるということですね。

保証金は今、いろいろご議論あったところですけど、内容については、条件についていろいろまたありましたけれども、ご理解いただいたというふうに判断いたしまして、1次でkWで500円、それから2次の保証金がkWで5,000円、3次がkWで1万3,000円ということで、今まさに議論のあった没収の事由については事務局の案のとおりでよろしゅうございますね。

それから、上限価格が7号、これが36円ということで、これは2020年度36円と決まっているので、したがって調達価格が36円と、プラス消費税を加えたものということになりますが、よろしいですか。

それから、調達期間20年、事業開始が遅れた場合には調達期間を短縮すると、こういうこと。

それから、FITの認定申請期間が事業者選定後1年後までと、こういう内容でまとまりましたが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、再エネ利用法に基づく公募占用指針に関する合意事項について、委員会としての意見を取りまとめたいと思います。

これは資料の3ということであらかじめ用意していただいていますので、事務局からご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

それでは法律に基づき、算定委員会から頂戴するご意見ということでの案ということで、資料3でございます。

本来読み上げるべきところでございますが、内容については今、山内委員長からご説明いただいた内容とほとんど重複しますので、少し簡略化させていただきながら説明をさせていただきます。

資料3のところでございますが、まず冒頭といたしまして、海域利用法、法律の第13条第4項の規定に基づき、長崎県五島市沖に係る公募占用指針に関し、同条第2項の1号、それから4号から10号に掲げる事項について以下のとおり、調達価格等算定委員会の意見を取りまとめたと。

経済産業大臣におかれては、本意見を踏まえて当該事項を定めることを求めると。仮に異なる決定をする場合には、事前に委員会の意見を聴くように求めるということでございまして、まず設備については浮体式の洋上風力、それから出力の量の基準については最大受電電力を2.1万kWを限度としつつ、発電設備の出力は上限を設定せず、下限については1.68万kWとすると。

それから、公募の参加者の資格に関する基準というところでございまして、合同会議において平成31年4月22日に取りまとめた中間整理を踏まえまして、経済産業省、国土交通省が定めた運用指針において例示された参加資格を基本として設定することとするということで、参加資格のうちの申請者に国内外における風力発電の設置及び運営実績があることの部分を除いた者ということの基本として設定するというところでございます。

それから、次に保証金についてでございますが、第1次保証金が500円/kW、それから第2次保証金が5,000円/kW、それから選定後12か月以内に納付する第3次保証金が1万3,000円/kW、没収事由については以下の表ということで、内容については割愛させていただきます。

それから、供給価格上限額については36円/kWh。

それから、次のページにいきまして、調達価格の額の決定の方法ということで36円/kWh。

それから、調達期間については20年とするということで、ただし、8年を上限に公募の参加者が事業開始日を定めるということで、運転開始期限を自ら定め、これを超過した場合は調達期間を短縮すると。

それから、申請の期限というのは選定の日から1年というふうにさせていただいております。

以上でございます。

○山内委員長

という案でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

よろしければ、この案で決定するというようにしたいと思います。

それから、先ほど最終の取りまとめの意見も同じなんですけれども、この意見を尊重する形で経済産業大臣が再エネ海域利用法に基づく公募運用指針の案を作成してパブリックコメントを付すということになっております。もしも、今後のプロセスでただいま取りまとめた皆さんのご意見いただいてまとめたもの内容から変更があるという場合には、再度委員会でご議論いただくということになります。その場合には改めて事務局から連絡をしていただきますということであります。

さて、今日の審議内容は以上でございまして、大変ご熱心な議論を頂きましてありがとうございました。

議事は終了でございますが、最後に松山部長からご挨拶を頂けるということで、よろしくお願

いたします。

○松山省エネルギー・新エネルギー部長

本日もご熱心にご議論いただき本当にありがとうございます。このクールの一節目に当たりまして、一言御礼申し上げたいと思います。

今期も調達価格及びその期間のご意見の取りまとめ、誠にありがとうございました。そして、ただいま再エネ海域利用法の占用指針にとりましてのご意見、またおまとめいただきまして本当に感謝申し上げます。

ちょうど今、今年の場合、FIT法の改正と抜本見直しということが並行して進んでいるところでございます。委員の先生方、山内委員長を初め皆様方、この調達算定委員会のみならず、様々な委員会、審議会の中で我々お頼り申し上げているところでございますが、そういう観点からいろいろ並行して動く非常に難しいご審議内容であるにもかかわらず、そのご経験とご知見を我々に賜りまして、幅広い視点、そして長期の視点の中で次に向けての道というものを導き開いていただきましたこと、本当に感謝申し上げます。

事務局のほうといたしましては、都度お邪魔したり、ご指導賜りました中で、至らぬ点、多々あったかと思っておりますけれども、精いっぱい今の現状をしっかりと示しつつ、できる限り公平公正に未来を見つめた形でのご審議いただけるように努力したつもりでございます。これからまたさらに法律のご審議を踏まえた上で、なかなか苦難な道でございます。再エネを主力電源化していくためには経済的な自立ということ、電力としての自立、市場との統合ということ、さらには地域社会との一体化という意味で、これから50年、100年、再エネが日本及び世界の社会の中でしっかりと定着できていくような仕組みを我々もしっかりと考えていきたいと思っております。

引き続き委員の先生方にはご指導賜りまして、引き続きこの委員会の中で、また外でもご指導賜りますようお願い申し上げます。私からの御礼をさせていただきます。どうもありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。私からも一言皆さんに御礼を申し上げたいというふうに思います。

今、部長がおっしゃっていたように、エネ基のほうで再生可能エネルギー主力電源化という方向を出されて、いろいろところで制度改革をして、それに向けての動きがあるわけでありましてけれども、我々としては調達価格等算定委員会という名前ではありますけれども、それ以上いろいろなところの議論を必要とされて、それ皆さんがご協力いただいたこと、本当に感謝申し上げますというふうに思っております。

調達価格等算定委員会をずっとやっていて思うんですけど、経済の動きって物すごく見通しが利かなくて、ある制度を変えたり、ある制度にインセンティブを与えると、物すごいそれに向かってわっと動く、経済、我々の想像していた以上に、そういった経済って生き物だなという感じを持って、それは皆さんも共通のご認識を頂いているんじゃないかなというふうに思っています。

その意味では、制度改革というのは1つでこれだと決めてこうだという結果がすぐ見えるものではなくて、それがいかに世の中と対峙して、それをいい方向に向けていくかということなのかなと思ってまして、その意味では制度の柔軟性というのが非常に私自身は強調しているいろいろなところで申し上げたわけでありすけれども、一方で、しかしそういう制度の柔軟性というのは必要だけれども、やはり投資だとか将来計画って事業計画をつくっていく、そういう事業者さんの視点からすると一定の予見可能性というのは十分必要であって、恐らく今、制度をどうするか、それから我々が議論しているものもそういったものの柔軟性と予見可能性というのかな、その対立みたいなのがもの凄くあぶり出されたものではなかったかなというふうに思っております。

もちろん我々がやってきたことの全てではない、今の洋上風力もそうですけれども、いろいろなことでまた問題が出てきたりして、それを議論しなきゃいけないというふうに思いますけれども、とりあえず今の側面で最適なものになるように皆さんのご意見を頂いたということだろうと思います。

事務局といいますか、行政のほうでしっかりとそのへんを汲んでいただいて、これから進めていただければというふうに思います。

改めて皆さんに感謝を申し上げたいと。どうもありがとうございました。

それでは、最後に今後の日程です。事務局、お願いいたします。

○清水新エネルギー課長

次回の日程につきましては、経済産業省のホームページ等により時期がまいりましたら適宜お知らせいたします。

4. 閉会

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして第55回調達価格等算定委員会を閉会とさせていただきます。本当にご協力ありがとうございました。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365